

身体拘束適正化のための指針

合資会社あつまろ会

身体拘束等の適正化のための指針作成の目的

サービスを提供するにあたり、利用者の行動を制限する行為をなくし、やむを得ない状況であってもできる限り制限のない方法を検討するなど、「身体拘束等適正化」に取り組むための指針とする目的として作成する。

身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の事由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者等の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き原則として身体拘束をしないケアの実施に努める。

○基本的な考え方

- ・身体拘束は廃止すべきものである
- ・廃止に向けて常に努力を行わなければならない
- ・安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない
- ・身体拘束を許容する考え方はやめるべきである
- ・ケアの本質を考える
- ・創意工夫を忘れない
- ・身体拘束の廃止・虐待防止に向けてありとあらゆる手段を講じる
- ・やむを得ない場合、利用者、家族に対する十分な説明を行って身体拘束を行う
- ・身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らない
- ・利用者の人権を一番に考慮する
- ・サービスの提供に誇りと自信を持つ

○対象となる具体的な行為

- ・徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・転落しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひもで縛る
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ・車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、

車椅子テーブルをつける

- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ・脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

身体拘束等廃止に向けた体制に整備

身体拘束等適正化委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて身体拘束等適正化委員会を設置し、その結果について職員に周知徹底を図る。

○設置の目的

- ・施設内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続
- ・身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束等廃止に関する職員への指導

○委員会の構成員とその役割

- ・委員会は、管理者、主任、看護師で構成する。尚必要に応じて協力医療機関の医師や看護師等、専門的知見を有する第三者の助言を得る。

○身体拘束適正化のための職員研修に関すること

- ・新規採用時に身体拘束等の研修実施
- ・年1回以上の身体拘束等に関する研修を実施
- ・身体拘束等の適正化に関する研修棟外部研修の活用

身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及び行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

○身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要素を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

- ・切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

- ・非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

- ・一時性

身体拘束等が一時的であること。

○日常的支援における留意点

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取組む。

- ・利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ・言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げないようにする。
- ・利用者の思いを汲み取る、利用者の意向に沿った支援を提供し、多職種共働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ・利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。
- ・万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等適正化委員会において検討する。
- ・「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

○利用者や家族に対しての説明

緊急時身体拘束に関する説明書を元に身体拘束の必要な理由、方法、拘束の時間帯又は時間、特記すべき心身の状況等詳細に説明し、充分な理解が得られるよう努める。

○記録と再検討

拘束時の対応内容及び時間、日々の心身の状況等の観察、やむを得ない理由などを記録する。

身体拘束の早期解除に向けて、隨時検討する。

実施記録と委員会での再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合は家族等に報告する。

閲覧に関する事項

当該指針については、利用者の求めに応じいつでも施設内で閲覧できるようにする。

附則

本指針は、令和6年4月1日から施行する。